

基準法見直しへヒアリング

構造1級関与は適判不要

国交省

国土交通省は1日、建築基準法改正に向けて関係者からのヒアリングに着手した。初回は設計、設備、構造分野の団体から意見聴取し、構造設計1級建築士の関与と構造計算適合性判定（ピアチエック）の二重チェック体制を改善すべき意見が多数占めた。構造設計1級の関与物件は適合判定を不要とするほか、両制度の一本化によって、手間と時間がかかるピアチエック対象を縮小させる狙いだ。適合判定の審査を短縮できる大臣認定プログラムは1社製品のみで使い勝手が悪く、実績不足等から不要論や制度見直しを求めた。

日本建築士事務所協会は改正建築士法で一定規模以上に法適合確認等の関与を義務付けた「構造設計1級建築士が関与した建築物は、特殊構造や一定規模以上の建築物を除き、原則としてピアチ

エック不要」すべきと提案。ピアチエック判定員の大半は構造設計1級建築士である実態から同等レベルの能力者が改めて別途経費を負担して、二重審査する必要性はないと主張した。

日本建築家協会（JIA）は「構造設計1級建築士のピアチエックを一本化」を提唱。約2、3年は両制度を併用した後、ピアチエックの大幅な縮小や終了が望ましいとした。日本建築士会連合

会は確認検査機関にピアチエック機能を内包するなど「一体化した審査」を提案。構造設計1級建築士は適用範囲の多い小規模建築物で関与義務の緩和すべきとした。構造専門家の立場から

日本建築構造技術者協会 問題視されている。改正（JSCA）は「構造設計1級建築士を有効活用して、ピアチエックを軽減」できる具体案を提起。特殊建築物を除く一般建築物は関与物件で建築主の同意がある場合に適判審査を簡略化できる制度創設を求めた。ピアチエックは07年6月に施行した改正建築基準法で新設した構造専門家による建築確認との二重審査。平均70日程度の審査長期化が

建基法再改正へ関係団体から意見聴取

ピアチェック制度縮小を

国交省検討会

国土交通省の「建築基準法の見直しに関する検討会」（座長・深尾精一、首都大学東京教授）は1日に第2回会合を開き、建築基準法の再改正に向けて建築・設計関係の各団体から意見聴取を始めた。各団体の代表からは、耐震偽装問題の再発防止策の一環として導入された構造計算法適合性判定（ピアチェック）について、対象範囲の縮小など制度の見直しを求める意見が相次いだ。

意見表明したのは峰政 長、牧村功建築設備技術者協会会長、尾島勲日本建築士協会連合会副会長、三栖邦博日本建築士事務所協会連合会会長、東條隆郎日本建築家協会理事、木原碩美日本建築構造技術者協会会長、重複的審査の解消を求め

た。三栖氏は専門家である構造設計1級建築士が設計に関与した建築物のピアチェックを不要にするべきだと強調。木原氏も構造設計1級建築士の活用によってピアチェックを軽減するよう求め

た。東條氏も、高度な専門能力を持つ設備設計と構造設計の1級建築士が建物づくりに関与し、責任を持つ法適合確認制度が整備された以上、ピアチェックの制度は縮小また

は終了することが望ましいと主張した。設備関係団体の代表からは、牧村氏が省エネ設備の普及促進の観点から設備設計・工事監理の業務権限を建築設備士に付与するよう持論を展開。尾島氏は建築設備の確認審査を設備の専門家である技術者または設備有資格者で行えるよう現行法の改正を求めた。同検討会は今後、学識者や施工・生産関係者などからも意見を聞く。

建設工業新聞（平成22年4月2日）

建築設計関係団体委員が意見発表

適判対象範囲の縮小を

国土交通省の「建築基準法の見直しに関する検討会」(座長・深尾精一首都大学東京教授)は1日に会合を開き、建築基準法の改善点などについて建築設計関係団体の委員の意見を聞いた。建築確認検査を取り巻く現行の規制をめぐっては、大半の委員が過大であるとの認識を示し、構造計算適合性判定(適判)の対象範囲の縮小や、建築確認検査期間の短縮を求めた。

この検討会は、建築確認手続きの簡素化・迅速化と違反行為への厳罰化を見据え、建築基準法の見直しの方向性を具体化するため国交省が設置した。2回目となる今回は、建築設計関係団体の委員による意見発表とそれに対する質疑応答が中心となった。

意見発表に際し、日本建築士会連合会の副会長の峰政克義委員が、適判機関と確認検査機関の審査に加え、建築士法の改正によって一定の規模や構造を持つ建物の設計に構造設計一級建築士の関与が義務付けられたことについて、「法適合チェックの業務が三重の構造になっている」と指摘した。そして、審査が重複している部分の解消や審査内容の限定化などを要請した。確認申請後の計画変更にも柔軟に対応できる仕組みも必要だとした。

日本建築士事務所協会連合会会長の三栖邦博委員は、適判対象の約半数が2階建て以下の低層建物となっているとの調査結果を示し、「法改正の趣旨と実態が乖離(かいり)している」と強調。「適判を避けるために柱や壁が多い不経済な設計を余儀なくされている」ことにも触れ、適判の対象を鉄筋コンクリート造高さ20m超、鉄骨造4階建て以上などに限定することにも、構造設計一級建築士が設計した建物は、一部を除き適判を不要とするよう求めた。

日本建築家協会理事の東條隆郎委員も、適判制度と構造設計一級建築士による法適合確認の関与義務付けの役割が重なっていることを問題視、「適判の対象を大幅に縮小することが必要」と訴え、適判の建築確認審査期間を35日以内とすることを提唱した。日本建築構造技術者協会会長の木原碩美委員は、適判によるユザーの負担を軽減するため、構造設計一級建築士の関与がある一般の建物で、建築主の合意がある場合には適判審査を簡略化するよう提案した。

建築設備技術者協会会長の牧原功委員と日本設備設計事務所協会会長の尾島勲委員はともに、一定規模以上の設備設計に関与が義務付けられた設備設計一級建築士制度について、「地方や電気部門で資格者が不足している」「建築設備士資格を持たない資格者が半数程度を占める」といった問題点を指摘した上で、設備設計の実務を担う建築設備士の法的位置付けを明確化するよう求めた。